

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・28年月6号



★リフォーム契約は慎重に！・・・大牟田市消費生活センター

(相談事例)

「近所でリフォーム工事をしている。お宅の雨どいが傷んでいるようなので見てみませんか？」とリフォーム業者が訪ねて来た。心配になり点検をお願いしたところ、雨どいの取替えを勧められ、工事の契約をした。

後日、雨どい工事の後、「瓦の傷みがひどい。このまま放置すると雨漏りする。」と言われ、瓦の葺き替え工事も契約してしまった。

息子は、「将来同居の際、新築しようと考えているので、これらの工事は、今は必要ない。」と言っている。これらの工事を解約したい。

(処理結果)

- ・未着工の瓦葺き替え工事は、クーリング・オフ期間内であったため、契約解除した。
- ・すでに工事が終わっている雨どい取替え工事については、クーリング・オフ期間が過ぎていた。建築住宅の専門家集団（一級建築士・弁護士等）に工事内容の調査を依頼したところ、工事は済んでいるが、当該工事の平均的な金額に比べ請求額が非常に高額であるとの報告書が提出された。その報告書をもとに3者面談を行い、平均的な金額から調査費用を差し引いた額を相談者が支払うことで合意した。

(アドバイス)

- ・突然の訪問者は、家に上げない。
- ・業者の言葉を鵜呑みにせず、その場で契約をしない。
- ・契約を決める前に、複数の業者から見積もりをとって比較する。
- ・消費生活相談センターに相談する。

★夢の海外リゾートライフ？「タイムシェア」の契約は慎重に！ ・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

海外旅行に行き現地のホテルでリゾートマンションを1週間利用できる「タイムシェア」（不動産所有権付きのリゾート会員権）の契約をした。

しかし、一回も利用したことはなく、年会費とは別に、管理費だけで年25万円の請求があり、持っているだけで費用がかさむ。不動産売買なので解約ができず、転売するしかないと言われたが、需要が少なく簡単には売れないと言われた。とにかく売りたいが、どうしたらよいか。（60代女性）

(処理結果)

契約時の勧誘等に問題があるならば、契約の取り消しを業者に主張することになる。そのようなことがないのであれば、買い手が少ない不動産売買となるので、購入者を見つけるように多くの仲介業者に依頼することになるのではないかと。不明な点は詳しく業者に確認するよう助言した。

(アドバイス)

リゾートホテルの雰囲気にもまれて契約しがちです。本当に必要かよく考えましょう。また、契約書は外国語で書いてありますので、十分理解したうえで契約しましょう。さらに、外国での契約のため、日本の法律が適用されない可能性が高くなります。帰国したときにはすでに解約の時期を逃してしまうこともありますので、気をつけましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	(日曜日も電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日も相談可)
久留米市	0942-30-7700	(第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	(第2・第4土曜日も電話相談可)
大牟田市	0944-41-2623	

★「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」
(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)

困ったときは、
まずはご相談
下さい！

